

# 上松町 空き家バンク 利用の流れ

(物件を借りたい・買いたい方用)

上松町では、町内にある空き家を「貸したい」「売りたい」と考えている方から情報提供を受け、それらの物件情報を公開することにより、上松町に居住したい方の住宅確保を支援する「上松町空き家バンク」を運用しています。

物件を借りたい・買いたい方の利用の流れは以下のとおりです。

## ①物件情報の閲覧

役場窓口および町のホームページで、空き家バンクに登録されている物件の情報を提供しています。ホームページがご覧になれない場合や、役場にお越しになれない場合は、郵送でも情報の提供をしておりますので、お問い合わせください。

※ 物件情報の閲覧は利用登録をしなくても可能です。

## ②利用登録

空き家バンクに掲載されている物件について、借りたい・買いたい、見学したい場合は、空き家バンクへの利用登録が必要です。「空き家バンク利用登録申込書（様式第7号）」に必要事項をご記入のうえ、郵送・FAXまたは持参にて上松町役場企画財政課企画政策係に提出してください。

なお、利用登録時にメールアドレスを登録していただくと、新しく物件が追加された際にお知らせのメールをお送りします。（@town.agematsu.nagano.jpからのメールを受信できるようドメイン指定をお願いします）

## ③利用申込

借りたい・買いたい、見学したい物件が決まったら、「空き家バンク利用申込書（様式第11号）」および「誓約書（様式第12号）」に必要事項をご記入のうえ、郵送・FAXまたは持参にて上松町役場企画財政課企画政策係に提出してください。

利用登録時に既に希望の物件がある場合は、②の利用登録申込書と一緒にご提出いただいても構いません。

(裏面に続きます)

#### ④利用交渉

利用申込書を提出いただいたところで、町から、物件の所有者（管理者）の方に対し、利用希望があったことと、利用希望者の方の情報（氏名・連絡先）をお伝えします。また、所有者（管理者）の方から、利用希望者の方へ連絡していただくようお願いします。

その後の見学の日程調整や、交渉・契約につきましては当事者間で進めていただきます。

（交渉の結果、契約に至らなかった場合も、空き家バンクの登録は継続しますので、他の物件の交渉が可能です。利用したい物件があった際は、再度③の「空き家バンク利用申込書（様式第 11 号）」を提出してください。）

#### ○注意事項

- ・ 町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、当事者間で行う物件の賃貸・売買に関する交渉、契約等に関する仲介行為は行いません。
- ・ 物件情報に掲載されている面積や築年数等の情報は、所有者（管理者）が記載した内容をそのまま掲載しています。そのため、町が内容の正確性を保証するものではありません。詳細な間取り・設備や、土地境界等については交渉の中で所有者（管理者）にご確認いただきますようお願いします。

#### ○補助金制度について

- ・ 上松町では、空き家バンクを利用して賃貸又は売買契約を締結された物件について、新しく入居される方が、居住のために改修工事を行った場合、かかった費用の半額（最大 50 万円）を補助する制度があります。制度の利用をお考えの方は、企画財政課企画政策係に一度ご相談ください。
- ※ 予算の関係上、年度途中で受付を締め切らせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

ご不明な点等ございましたら、

上松町役場 企画財政課 企画政策係までお問い合わせ下さい。

**TEL 0264-52-4901**

**FAX 0264-52-1038**